

アクセシビリティの JIS化が与えるインパクト

アクセシビリティは、高齢者や障害のある人に対する「配慮」という枠組みを超えて社会が担うべき「責任」として認識されつつある。

このようなバリアフリーの気運の高まりを受けて

情報機器とWebにおいてもアクセシビリティのJIS(日本工業規格)が公示された。

関根千佳 = 文

ユーディット 代表取締役
情報のユニバーサルデザイン研究所

JIS化で加速するWebアクセシビリティ対応

情報機器やWebのアクセシビリティのJIS(日本工業規格)が、この5月、6月で相次いで公示された。今後、情報機器やソフトウェア、そしてWebサイトを作成、または購入する企業や自治体でも、アクセシビリティへの配慮が必要になるだろう。

もちろんJISには、法的拘束力はない。別に守らなくても、米国のリハビリテーション508条(連邦政府の購入する情報機器やWebサイトはアクセシブルでなければならないという法律)のように、訴訟の対象となるわけではない。だがJISは、製品開発の担当者が熟読すべき指針であり、製品調達の際にも参考にされるべきものである。

IT環境はすでに公共インフラの一つである。特に利用者が多岐にわたる公的機関のWebサイトは、高齢者や障害者、外国人や子どもなどへの配慮が必要だ。だれもが利用する公共の情報キオスクや図書館の公共端末、電子投票機においても、アクセシビリティは当然の配慮となるだろう。e-Japanでも明確にうたっている。企業にとっては、もはやWebアクセシビリティは社会的責任の一部である。

標準化の背景

平成13年に制定されたISO/IEC(国際標準化機構/国際電気標準会議)ガイド71「規格作成における高齢者、障害者のニーズへの配慮ガイドライン」は、日本からISO/COPOLCO(消費者政策委員会)へ提案されたものである。これは高齢者や障害のある人々に配慮した製品やサービス等を開発する際の「規格策定のためのガイドライン(Guide for Guide)」であるが、同時に高齢者や障害のある人々に配慮する場合に検討すべき課題を整理したテキストにもなっている。

ISO/IECガイド71は平成15年に翻訳されJIS Z8071:「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針」としても制定されている。このいわゆるガイド71は、すべての製品開発におけるガイドのためのガイドであり、特にIT産業に絞ったものではなかった。それを受けて、さまざまな産業のアクセシビリティへのJISが検討されており、今回公示された情報機器とWebのアクセシビリティも、この一環である。

注目すべきその内容とは？

平成16年5月20日に公示されたJIS X8341-1：2004「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部：共通指針」はセクターガイドと呼ばれ、情報通信にかかわる機器やサービスについて、広く配慮すべき事項をまとめたものである。さらにこの下に個別の機器やサービスについて定義した個別指針があり、JIS X8341-2：「第2部：情報処理装置」と、JIS X8341-3：「第3部：ウェブコンテンツ」が策定された。個別指針は、今後、事務機器や通信機器などに関しても順次検討が進められていく(図)。

まず第1部の「共通指針」であるが、この指針の基本方針は、さまざまな情報通信機器、ソフトウェア、サービスを企画・開発・設計する際に、可能なかぎり高齢者・障害者が利用できるように配慮するという内容である。そのための基本要件として、視覚や聴覚による情報入手が不自由な状態でも、手や指の限定された動きだけで、操作や利用ができるようにすること。言い換えれば、目が見えなくても、耳が聞こえなくても、手足の一部が不自由でも情報機器やソフトウェアが使えるように、配慮して作るということだ。

もちろん、これは同時にすべての障害に対応すべきというのではない。それぞれに対して独立の配慮があればよい。ただし、その機器単体だけでも軽度重複障害者である高齢者には使えるように、できるかぎり多様なニーズに最初から配慮するというユニバーサルデザインのデザイン技法を用いるのが理想的である。

「第2部：情報処理装置」や「第3部：ウェブコンテンツ」においても、基本原則は同様である。企画・開発・設計の時点から多様なユーザーの意見を取り入れるが、特徴的なのは障害者支援技術(Assistive Technology)との組み合わせも、アクセシビリティの確保として重要視されている点だ。支援技術やOS等が提供している障害者高齢者支援機能を十分に発揮できるよう、情報機器やソフトウェアと協調して動くことが求められている。

例えて言えば、アプリケーションソフトは、それ自体が音声での読み上げファイルを持つ必要はないが、一般的な画面読み上げソフトと無理なく連動することを確保すべきだ。片手で使える機能や使い勝手、視認性の確保は大切だが、同様にOSの提供するアクセス補助等の機能を阻害し

ないことも重要だ。Webサイトそのものに文字の拡大や色変更の機能を持たせるのもよいが、その前にフォントを固定せずブラウザの拡大機能や一般的な画面拡大ソフトとぶつからないことを考慮すべきである。

調達基準としてまずは自治体から

この規格は、産業界や企業、および障害者団体から参加した委員で2年近く検討され、多くのパブリックコメントによる意見を取り入れて策定された。これらのJISのうち、X8341-1「共通指針」は、ISOへの提案がされる予定である。高齢化の進む日本から、このような提案がなされ、世界標準となっていくのは喜ばしいことだ。

自治体としては、今後の調達基準として、このアクセシビリティ指針をできるだけカバーしていると思われる情報機器やソフトウェアを優先するという姿勢を明確にするとともに、Webサイトのアクセシビリティには細心の注意を払って多様な市民の利用に配慮してほしい。またこのようなアクセシビリティの専門家を自治体内やNPOの中に育成することも、進めていただきたい。

米国で508条が進展したのは、障害のある調達担当が意思決定権を持っていたためでもある。同様の環境を日本に用意するのは現状では困難ではあるが、それでは日本のITインフラのアクセシビリティは、世界の基準に追いつかない。姉妹都市のサイトから相互リンクを断られるような事態にならないためにも(!)省庁、自治体全体でアクセシビリティへの理解を深めていただきたいと思う。 

